

第55回交通安全子ども自転車三重県大会実施要領

第55回交通安全子ども自転車三重県大会における競技方法、審判、順位の決定等は、この要領の定めるところによる。

1 競技の方法

本大会における競技は、学科テストと実技テストにより実施し、次の方法により行う。

(1) 学科テスト

ア このテストは、「自転車の交通安全ブック（自転車の安全な乗り方）」に示されている交通法規、道路標識・標示及び自転車の安全な乗り方についての筆記テストである。

① 交通規則に関するテスト

道路交通法（規則）等に定められた交通ルールについて15問（三者択一式）が出題される。

② 道路標識、標示に関するテスト

道路標識、標示について15問（三者択一式）が出題される。

③ 自転車の安全な乗り方に関するテスト

自転車に安全に乗るための交通のきまり等について10問（〇×式）が出題される。

イ 問題は全部で40問とし、実施時間は20分とする。

ウ このテストにおける各選手の持ち点は400点とし減点は1問について10点とする。

エ 学科テストの試験問題及び解答用紙は、各地区交通安全協会事務局長あてに送付する。試験終了後は速やかに回収し、直近の警察通送を利用して県安協に返送すること。

オ 試験日が各地区で異なる場合があることから、出題された試験問題については、他地区と情報を共有したりコピーしたりしないこと。

(2) 実技テスト

ア このテストは、自転車の正しい乗り方と安全な走行を評価する「安全走行テスト」と自転車の乗り方の熟練度を評価する「技能走行テスト」により実施する。

テストは、上記「自転車の交通安全ブック（自転車の安全な乗り方）」に示されている安全な乗り方の応用競技で、県安協が用意した自転車を使用し、自転車乗車用ヘルメットを着用して行う。

イ 安全走行テスト及び技能走行テストは大会会場に設営された別添1の「安全走行コース図」別添2の「技能走行コース図」により行う。

ウ 選手の出場順は原則として、選手名簿に記載された出場順とする。

なお、出場順を変更するときは、受付時にその旨を大会本部に届け出ること。

エ 実技テストにおける各選手の持ち点は「安全走行テスト」は300点、「技能走行テスト」は200点の合計500点満点とする。

オ 安全走行テスト

安全走行テストは、自転車の正しい乗り方と安全確認、合図等による安全な走行を評価するもので、その種目及び減点項目は、別添3「安全走行テスト採点表」による。

カ 技能走行テスト

技能走行テストは、自転車の乗り方の熟練度を評価するもので、出発点を発進してから競技が終わって終了点で停止するまでとし、途中で停止したり地面に足をつくると減点となる。ただし、審判員の指示により停止した場合を除く。

出発点での発進、終了点での停止の際にも安全確認を確実に行うとともに、停止の際は手で合図を行うこと。

技能走行テストの種目及び減点項目は、別添4「技能走行テスト採点表」による。

なお、本テストにおける同点時の最終評価となる所要時間の計測は、「遅のり走行」を通過後から終了点までの時間とする。

カ 実技テスト中の故障

実技テスト中に、パンク、自転車の故障等により競技の続行が不可能になった場合は、選手はその場で手を挙げて審判員に申告し、審判員の判断でやり直し等の措置をとること。

キ コース間違い

安全走行テスト及び技能走行テストにおいて、コース間違いに気付いたときは、手を挙げて「コース間違い」を審判員に申告し、審判員の判断で間違えた地点からやり直すこと。

ただし、この場合「走行順序間違え」として減点となる。

ク 安全の確認等

発進、停止、右左折時には、確実な目視による安全確認と腕による明確な合図を行い、形式的な動作とならないようにすること。

ケ 審判員の指示による停止

トラブル等で審判員が停止を指示した場合は、それに従うこと。この場合、停止時の合図、安全の確認、発進時の安全の確認については採点対象としない。

なお、停止していた時間は技能走行の際の走行時間には含めない。

安全走行テストに関する注意事項

① 出発点（発進）

左側から自転車にまたがり、出発点表示枠（30センチメートル四方の枠）の上に前輪を正しく乗せ、安全を確認した後、右足から踏み出して発進し、示されたコースに従って進行する。

② 信号機のある交差点の左折

信号機のある交差点は右左折で共有する。信号機の信号の青、黄、赤は、定周期で作動していることから、選手によって赤信号になったり、青信号になったりと一律ではない。（右折の場合も同じ）

左折するときは、青信号で、左折の合図をして安全を確認しながら十分速度を落として交差点の左端に沿って左折する。

③ 信号機のない交差点の右折

停止線の手前で停止して安全確認をした後、交差点進入時に再度安全確認をしなければならない。

④ 踏切の通過

踏切の手前で安全の確認及び停止の合図をして一時停止し、降車して安全を確認した上で、自転車を押して踏切を通過する。通過し終わった後、安全を確認し発進する。

⑤ 横断歩道の通過

横断歩道は人が横断しているものとして走行する。

⑥ 信号機のある交差点の右折

右折するときには、青信号で、自転車横断帯を向こう側のコーナー手前まで直進する。コーナーの手前で後方の安全を確認し、停止の合図をして一時停止した後、自転車の左側に降車して自転車の向きを右に変えてまたがり、発進の準備をする。向きを変えた後の対面する信号が青になったら、安全を確認した後、自転車横断帯を通行する。

なお、信号待ちの停止位置はスペースが狭いことから、横断歩道上に停止することができる。

⑦ 終了点（停止と降車）

終了点に近づいたときは、安全の確認、停止の合図を行い、停止位置に設けられた終了点表示枠（30センチメートル四方の終了点表示枠）の上に前輪を乗せて停止すること。停止した後、自転車の左側に降車する。

⑧ 共通事項

順序を間違えたり、道路の左端に沿って進行しなかったり（蛇行、コースの線に触れた場合を含む。）、走行中に転倒したときは減点する。

審判員の指示に従わなかった場合や、選手にアンフェアな行為があった場合には減点数15点とする。

⑨ 合図と停止線に関する事項

交差点等における右折又は左折の合図は、その手前30メートルからとされているが、テストコースは、交差点と交差点との間隔が短いことから、画一的に定められないもの、おおむね2～3メートル手前からとする。右折の合図は、停止の合図と紛らわしくならないようはっきりと行うこと。

停止線の手前で一時停止する場合は、前輪の設置部分が停止線の先端を越えないこと。

技能走行テストに関する注意事項

① 出発点（発進）

出発の要領は安全走行テストと同様であり、右側から自転車にまたがったり、安全確認をしなかったり、右足から踏み出さなかったときは減点する。

② 遅乗り走行

狭い通路を25秒以上の時間をかけて、両側の線に触れないように走行する。

25秒の時間は笛の吹鳴又はブザーで知らせる。この時間の計測は、前輪（接地部分）が通路に入ったときから前輪（接地部分）が通路を出るまでの間とする。

コースの線に触れたり、地面に足をついたり、転倒したり、25秒未満で通過したときは減点する。（足つきと転倒は、共通事項の減点とは別減点）

③ S字走行

前輪（接地部分）が通路に入る前から前輪（接地部分）が通路を出るまでの間、片手（左手）でハンドルを持ち、S字のコースに従って左折及び右折の合図をしながら走行する。走行中、右手でハンドルをもってはいけない。

両手を使ったり、コース線に触れたり、右左折の合図をしなかったり、ペダルをきざみ踏みしたり、逆転させたときは減点する。

④ ジグザグ走行

コース上の障害物である9本のピンの間をジグザグに走行する。進入に際しては、進行方向の左右どちらから進入してもよい。ピンを抜かしたり、倒したり、コースの線に触れたり、ペダルをきざみ踏みをしたり、逆転させたときは減点する。

倒したピンのため進めなくなり、足をついて止まった場合は、「ピンを倒した」のみを減点する。

⑤ 8の字走行

8の字のコースに従って走行する。進入に際しては、どちらから進入してもよい。8の字を描くように1回まわって、入った方向の反対方向に出る。コースの線に触れたり、ペダルをきざみ踏みをしたり、逆転させたときは減点する。

⑥ 2枚の板のり走行

幅の狭い2枚の板の上を走行する。板にのれなかったり、板から落ちたり、ペダルをきざみ踏みをしたり、逆転させてときは減点する。

「板に乗れた」とは、走行中、地面に足をつくなどせず、「進入口」から進行して板に乗り上げ、前輪に続いて後輪が板に乗った状態をいう。

⑦ 終了点（停止と降車）

停止と降車の要領は安全走行テストと同様で、安全の確認を確実にしなかったり、停止の合図をしなかったり、終了点表示枠の手前で停止したり、終了表示枠を超えて停止したり、自転車の右側に降車したときは減点する。

⑧ 共通事項

走行順序を間違えたり、走行中、地面に足をついたり（遅のり走行を除く）、転倒した（遅のり走行を除く）ときは減点する。

審判員の指示に従わなかった場合や、選手にアンフェアな行為があった場合は、15点を減点する。

また、各種目の最大減点は40点とする。

2 審判

本大会における審判団の編成及び審判の方法は、次のとおりとする。

(1) 審判団の編成

審判団は、三重県交通安全協会、三重県警察の職員等で編成する。

なお、各審判員には必要な事前講習等を実施し、各審判員が安全走行テスト、技能走行テストにおいて適正な審判に当たるものとする。

(2) 審判の方法

実技テストの採点は、安全走行テスト、技能走行テストとも、各テストごとに配置された審判員による減点方式とする。

3 採点

採点は、団体及び個人とも減点方式によることとし、減点が最も少ない団体及び個人をもって優勝とする。

(1) 団体優勝

団体の採点は、各チーム4名の選手全員の学科テスト及び安全走行テスト、技能走行テストにおける減点数を合計し、減点数が最も少ないチームをもって優勝とする。

(2) 個人の優勝

個人の採点は、学科テスト及び安全走行テスト、技能走行テストにおける減点数を合計し、その最も少ない者をもって優勝とする。

(3) 同点の場合の措置

団体及び個人の採点において、同点があった場合は、次により順位を決定する。

ア 団体

- ① 4名の安全走行テストの減点合計が少ないものを上位とする。
- ② ①が同点の場合は、4名の技能走行テストの減点が少ない者を上位とする。
- ③ ②も同点の場合は、技能走行テストの所要時間（タイム）が短い者を上位とする。

イ 個人

- ① 安全走行テストの減点の少ないものを上位とする
- ② ①が同点の場合は、技能走行テストの減点が少ない者を上位とする。
- ③ ②も同点の場合は、技能走行テストの所要時間（タイム）が短い者を上位とする。